

特別民間法人「社会保険診療報酬支払基金」の改革案について
《改革案説明資料》

特別民間法人「社会保険診療報酬支払基金」の改革案について

《総括表》

改革の考え方

- 「今後の審査委員会のあり方に関する検討会」の報告書を踏まえ、審査の充実や支部間差異の解消に取り組む方針。
- 平成22年度前半を目途に、平成23～27年度を対象期間とする「サービスの向上と業務効率化のための新たな計画」を策定する方針。

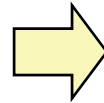
1. 国からの財政支出の削減

平成21年度

39,419百万円

平成22年度予算

286百万円



平成23年度～

厚労省の方針に従う

削減額など

厚労省の方針に従う

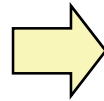
2. 組織のスリム化

平成21年度

5,256人

平成22年度

5,087人



平成23年度～

23年度に 4,962人(▲125人)
27年度までに少なくとも
4,562人(▲400人)

削減数など

少なくとも▲525人

3. 余剰資産の売却

遊休不動産の処分・宿舎の見直し

効果額など

新計画に盛り込む

4. 事務・事業の改革

改革事項

- 1 審査の充実
- 2 業務効率化・コスト削減 等

改革の基本方針

- 支払基金においては、自らの取組として、平成21年5月より、審査委員代表、保険者代表、診療担当者代表等の参画を得て「今後の審査委員会のあり方に関する検討会」を開催し、平成22年3月、報告書を公表。



- 平成22年度前半を目途に、平成23～27年度を対象期間とする「サービスの向上と業務効率化のための新たな計画」を策定する方針。
- その中では、
 - ① 電子レセプトによる審査の質の向上の方向性
 - ② 審査を含む業務処理全般に関する現行の体制の見直し後の姿
 - ③ 業務に係るコストの削減目標並びにそれに向けた財政見通し及び手数料単価の見込み
 - ④ 審査実績の向上及び支部間差異の解消に向けて達成すべき目標を設定して
その進行状況を検証する仕組み
等を盛り込む方針。

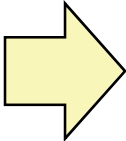
1. 国からの財政支出の削減

平成22年度予算

286百万円

平成23年度～

厚労省の方針に従う

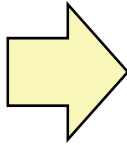


削減額など

厚労省の方針に従う

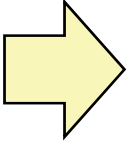
《具体的な見直しの内容》

- 社会医療診療行為別調査受託費 (26百万円)
- 診療報酬データ提供・レセ電調剤分析データ提供受託費 (27百万円)



厚労省の方針に従う

- 介護保険関係業務費補助金 (233百万円)



厚労省の方針に従う

《見直しによる削減額》

2. 組織のスリム化

平成22年度当初

5,087人

平成23年度～

23年度に 4,962人(▲125人)
27年度までに少なくとも
4,562人(▲400人)

削減数など

少なくとも▲525人

《具体的な見直しの内容》

○ 電子レセプトへの対応に主眼を置いた組織の在り方の見直し

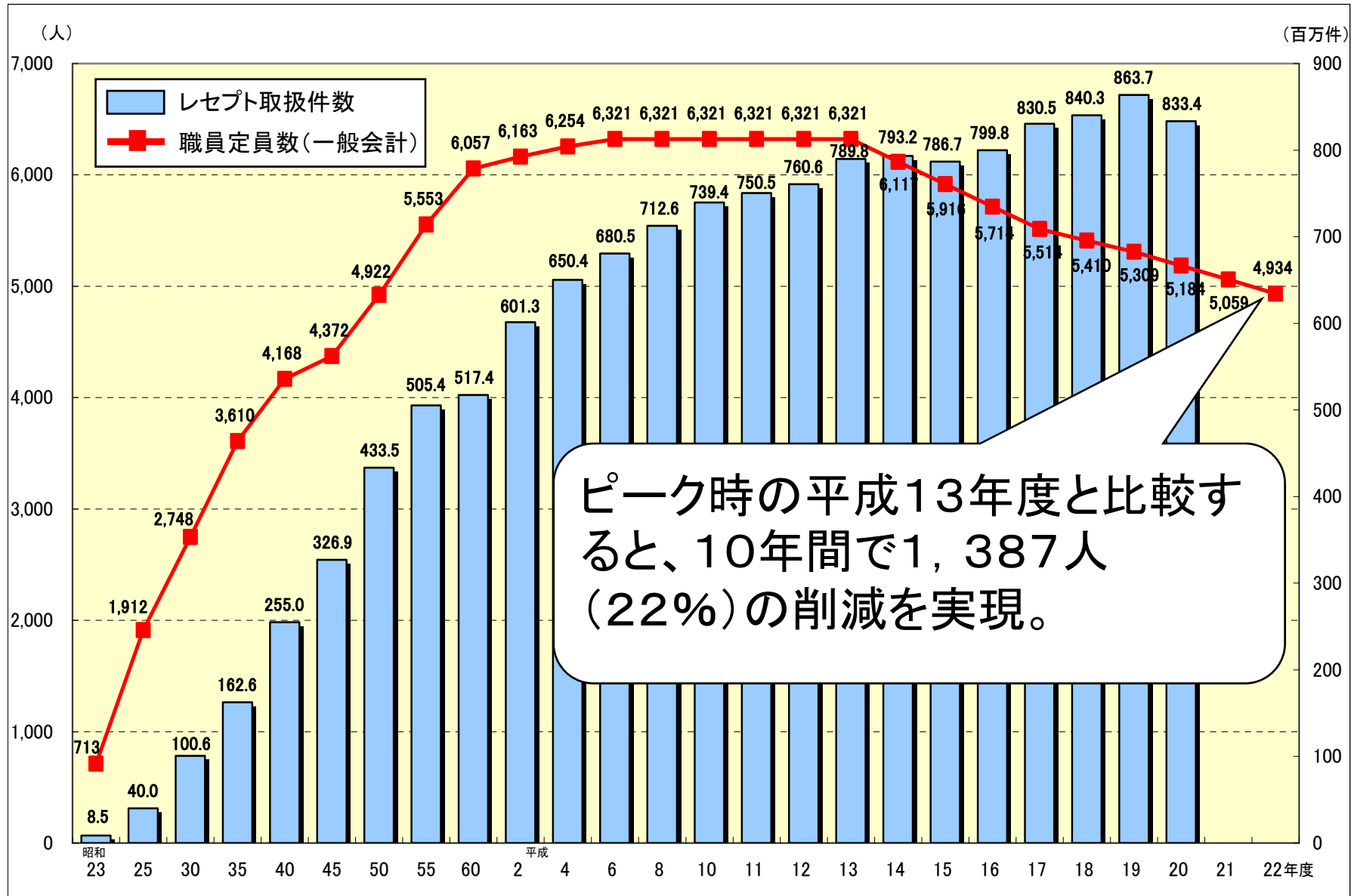
改革前

- 紙レセプトについては、目視点検を実施。電子レセプトについては、点検条件を設定してシステムチェックを実施。
- 民間委託が可能である請求支払業務をすべて民間に委託。
- 支部ごとに庶務・会計・資金管理の業務を処理。

改革後

- すべての電子レセプトに対してシステムチェックを実施。人による審査を「人でなければできない審査」に限定。
- 引き続き、アウトソーシングを実施。
- 平成23年度より、資金管理業務を本部で一括して処理。
- 庶務・会計の業務を各ブロックで中核となる支部に集約する方向で検討。

職員定員の見直し



請求支払業務のアウトソーシング

年度	業務内容
平成14年度	<ul style="list-style-type: none"> レセプトOCR処理業務
平成15年度	<ul style="list-style-type: none"> レセプトOCR処理業務
	<ul style="list-style-type: none"> 請求・支払データ入力業務の一部
平成16年度	<ul style="list-style-type: none"> レセプトOCR処理業務
	<ul style="list-style-type: none"> 請求・支払データ入力業務の全部
	<ul style="list-style-type: none"> レセプトの保険者別分類業務の一部(大規模支部)
平成17年度	<ul style="list-style-type: none"> レセプトOCR処理業務
	<ul style="list-style-type: none"> 請求・支払データ入力業務の全部
	<ul style="list-style-type: none"> レセプトの保険者別分類業務の一部(全支部)
平成18年度～	<ul style="list-style-type: none"> レセプトOCR処理業務
	<ul style="list-style-type: none"> 請求・支払データ入力業務の全部
	<ul style="list-style-type: none"> レセプトの保険者別分類業務の全部(全支部)

職員定数の削減

○ 「レセプトオンライン化に対応したサービスと業務効率化のための計画」(平成19年12月)においては、平成20～23年には、レセプトのオンライン化に伴う900人の要員効果を見込んだ上で、400人の要員を審査の充実に振り向け、500人の定員削減を盛り込んだところ。

○ 平成22年度前半を目途に、平成23～27年度を対象期間とする「サービスの向上と業務効率化のための新たな計画」を策定するに当たっては、平成24年度以降に少なくとも400人の定員削減を盛り込む方針。

○ 具体的には、

- ① 現行で支部ごとに処理されている資金管理業務(保険者に対する診療報酬の請求及び医療機関に対する診療報酬の支払の業務)について、平成23年度より、本部で一括して処理し、効率化を図る
- ② 現行で支部ごとに処理されている庶務・会計の管理業務のうち、集約可能なものについて、本部又は各ブロックで中核となる支部に集約する方向で検討するなど、業務処理体制を見直すことにより、職員定員の削減を計画的に進める方針。

支部事務組織体制の見直し

47支部体制のあり方については、「今後の審査委員会のあり方に関する検討会」の議論を踏まえた検討が必要であるが、全国組織である支払基金の機能を活かした事業運営を目指す。



① 今後、職員定員削減を進める場合、中小支部が大支部と同様の組織体制では非効率なことから、平成22年度から段階的に小支部の組織体制をスリム化。
(16支部を4課体制から3課体制へ再編)

② 平成23年度からは、集約可能な業務を本部一括又はブロック中核支部での処理体制とすることを検討。

幹事長の兼任

地域性を考慮しながら、小支部の幹事長は、近隣の幹事長が兼任する。

⇒ 平成22年度は、「鳥取支部」が該当

3. 余剰資産の売却

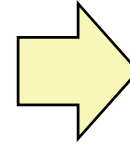
遊休不動産の処分及び宿舎の見直し

効果額など

新計画に盛り込む

《具体的な内容》

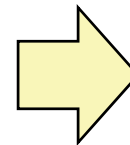
- 遊休不動産の処分
 - ・ 現有の13支部16物件の売却を本部に移管。



《具体的な効果》

- 売却の迅速化・効率化

- 宿舎の見直し
 - ・ 平成23～27年度の5年間で空戸発生宿舎の処分及び自前宿舎から借上宿舎への移行を計画的に推進。



- 資産のスリム化

資産保有状況

(単位:億円)

現預金	土地	建物	その他 (車両、ソフトウェア等)	計
519	358	569	162	1,608

注1 上記は、全会計の資産(現預金・資産)の合計である。(円滑導入勘定の現金310億円は、翌年度事業の基金(ファンド)であるため除外した。)

注2 現預金519億円のうち、積立金が456億円、未払金等が63億円。積立金のうちでは、退職給付引当預金が過半(255億円)。

注3 土地・建物の事務所・宿舎別内訳

(単位:億円)

	土地	建物	計
事務所	274	473	747
宿舎	84	96	180
計	358	569	927

遊休不動産の処分・宿舎の見直し

遊休不動産の処分

- 現有の遊休不動産は、13支部の16物件。
- 今後、売却の迅速・効率化を図るため、売却を支部から本部へ移管する方針。

宿舎の見直し

- 宿舎の確保は、職員を全国的に異動させる人事政策上、必要不可欠。
- かつて、レセプト取扱件数の増加に伴う職員定員の増加に対応するため、当時の民間賃貸事情にかんがみ、自前宿舎を計画的に整備。
- 近年、職員定員が削減される中で、宿舎によっては、空戸が発生。
- 今後、宿舎の利用率の推移、コストの多寡等を踏まえ、処分の対象とすべき空戸発生宿舎及び借上宿舎に移行すべき自前宿舎を選定し、平成23～27年度の5年間で空戸発生宿舎の処分及び自前宿舎から借上宿舎への移行を計画的に推進する方針。

4. 事務・事業の改革

改革事項

- 1 審査の充実
- 2 業務効率化・コスト削減 等

《具体的な見直しの内容》

- 審査の充実
 - システムチェックの拡充(突合・縦覧審査等)
 - 支部間差異の解消(統計的データを活用した実績の評価等)

- システムの見直し
 - 平成24年度を目途に機器更新

- 積立金の取崩し
 - 施設及び設備準備積立金の積立の凍結
 - 平成24年度までに別途積立金(20年度末:69億円)の全額を取崩し
- 手数料の見直し
 - 手数料水準の引下げ
 - 手数料体系の検討

- 役員の公募
 - 平成22年8・9月の役員改選時に役員を公募。

《見直しによる具体的な改革効果》

- 保険者の再審査請求に係る事務処理負担の軽減
 - * 突合・縦覧審査で少なくとも54億円(20年度審査実績)の査定効果
- 審査の信頼性の向上

- より高度なITの導入による審査の更なる充実・効率化
- システム経費の適正化

- 保険者の財政負担の軽減

- 人事の公正性・透明性の確保

原審査の状況(平成20年5月～平成21年4月審査分)

医科歯科計

件数

請求件数(A) 5億8,288万件
(1か月当たり 4,857万件)

査定件数(B) 494.2万件
(1か月当たり 41.2万件)

査定件数率((B)/(A) × 100) 0.848%

点数

請求点数(C) 1兆495億8,284万点
(1か月当たり 874億6,524万点)

査定点数(D) 20億6,901万点
(1か月当たり 1億7,242万点)

査定点数率((D)/(C) × 100) 0.197%

《参考:国民健康保険団体連合会》
査定件数率((B)/(A) × 100) 0.559%

《参考:国民健康保険団体連合会》
査定点数率((D)/(C) × 100) 0.112%

注1) 返戻分を除く。

注2) 国民健康保険団体連合会については、平成20年4月～平成21年3月審査分。

(出典)「審査支払機関の在り方に関する検討会」第1回資料3。

査定率に対する考え方

- 請求者と同業のプロフェッショナルである医師・歯科医師によって構成される審査委員会の審査は、それ自体で保険診療ルールに適合しない請求の発生を抑止する効果。
- 加えて、審査委員会は、適正なレセプトが提出されるように努力。このような「査定」にとどまらない数量化不可能な審査委員会の役割を考慮すると、業務に要する費用と査定の多寡を単純に論ずることは適切ではない。
- ピアレビューである審査委員会の審査は、専門的知識に基づく判断であり、仮に査定率に応じて手数料を設定したとしても、各支部における査定率の向上に対するインセンティブとなり得ない。

電子レセプト請求普及状況(件数ベース)の推移(医科・歯科・調剤計)

- 平成20年10月に支払基金での受け付けた電子レセプトの割合が全体の5割を突破(51.2%)
- 平成21年12月には、電子レセプト請求の割合が全体の7割を突破(71.2%)
【同月、医科(診療所・病院)の電子レセプトの割合も7割を突破(70.3%)】

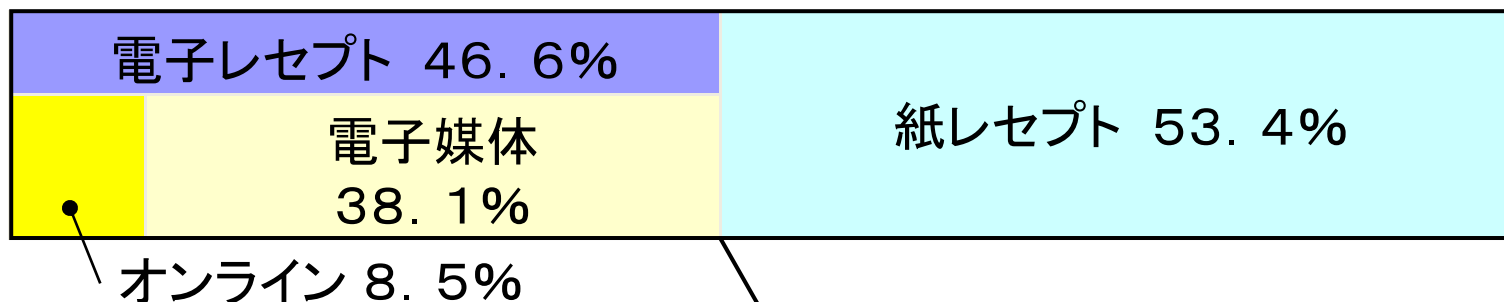
普及率
100

0

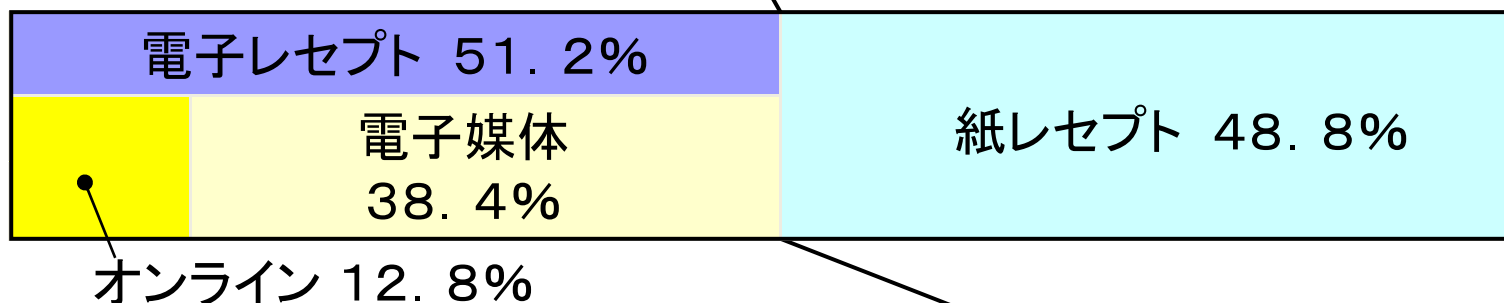
50.0

100

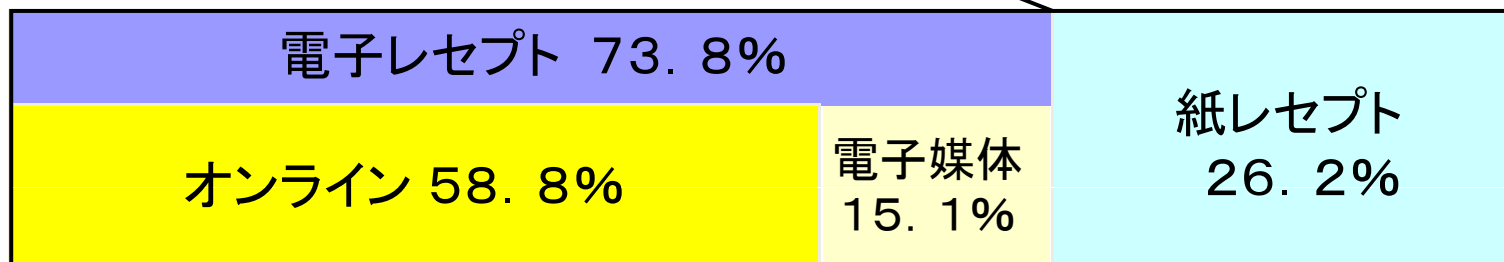
平成20年
4月請求分



平成20年
10月請求分

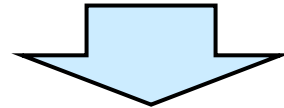


平成22年
2月請求分



電子レセプトの審査

○ レセプトのほとんどが電子レセプトになれば、紙レセプトの審査についてあった様々な制約から脱却。



○ レセプトの電子化によって、全ての電子レセプトについて、少なくともシステムチェックが可能。これまで目視であったためにできなかった、本来の姿である「全レセプトの審査」が可能。

○ 全ての電子レセプトについてシステムチェックを行うことを基本とし、人による審査は「人でなければできない審査」に限定すべき。

システムの主な取組み

1 審査の充実

項 目	実施時期
(1) コンピュータチェックの拡充 ・傷病名と医薬品の適応等のチェック ・傷病名と医薬品の禁忌等のチェック ・傷病名と診療行為(処置・手術・検査)の適応等のチェック ・歯科における部位(歯式)を特定したチェック ・傷病名と特定保険医療材料の適応等のチェック	平成22年2月実施済 平成22年10月 平成22年10月 平成22年10月 平成24年 4月
(2) 未コード化傷病名の傷病名コードへの変換	平成22年2月実施済
(3) 突合・縦覧審査機能の開発	平成23年 4月
(4) 原審査の履歴情報のレセプトへの付加	平成22年 7月

2 サービスの向上

項 目	実施時期
(1) レセプト電子データ提供 ・紙レセプトの画像及びテキストデータのみを希望する保険者への対応 ・組合本部及び支部のデータを組合本部へ一括して提供	平成22年4月実施済 平成22年4月実施済
(2) レセプトのオンラインによる請求 ・パソコンの基本ソフト等(Windows7、MacOS、IE 8)の追加対応 ・医療機関・薬局への振込額明細データの配信 ・公費負担医療実施機関へのオンライン請求の開始 ・保険者への請求関係帳票データの配信	平成22年3月実施済 平成22年 6月 平成22年 7月 平成22年 8月

3 システムの充実

項 目	実施時期
(1) 保険者及び医療機関等からの再審査等請求の電子化対応	平成22年 7月
(2) 機器更新等 ・現行機器の老朽化に対し、最新のIT技術を導入し、効率的かつ合理的なシステムを構築 ・大規模災害が発生した場合であっても、事業継続・復旧を迅速に行うため、データセンター及び支部のバックアップシステムを構築	平成24年度

4 操作性の向上

項 目	実施時期
(1) 審査委員会へ繰り返し上程できる機能	平成22年 7月
(2) 重点審査を実施するレセプトを設定する機能の充実	平成22年10月
(3) 審査委員会相互の連携システム(他支部の審査委員への照会機能)	平成23年 4月
(4) 電子レセプトに即した審査画面の再構築	平成23年 4月

5 制度改正への対応

項 目	実施時期
(1) 平成22年度診療報酬改定への対応 ・電子点数表の構築 ・基本マスタのメンテナンス ・記録条件仕様、標準仕様及び受入システムのメンテナンス	平成22年3月実施済 平成22年3月実施済 平成22年 5月
(2) 診療行為及び傷病名等によりレセプトを診療科別に分類する機能	平成22年 5月

医薬品チェックの状況

- チェック対象医薬品数: **926品目** (電子レセプト請求用の医薬品コード(19,412品目)の**4.8%**を対象)
- チェック項目: 医薬品に対する適応病名の有無、投与量・投与日数の適否(一定基準との比較)
- チェック対象レセプト: 医科レセプト及びDPCの出来高分レセプト
- 3月処理の状況【総括】

区分	件数	医薬品数
3月に受付けた電子レセプト(医科+DPC出来高分)	① 29,023,331件	② 延 33,361,358品目
チェック対象医薬品の請求を含むレセプト	③ 2,665,994件	④ 延 3,878,874品目
3月に チェックした医薬品 のシェア	(③/①) 9.2%	(④/②) 11.6%

チェック結果

チェックによって 疑義付せん が付いた医薬品	⑤ 延 257,855品目	(⑤/④) 6.6%
審査の結果 査定 になった医薬品	⑥ 延 15,308品目	(⑥/④) 0.4% (⑥/⑤) 5.9%
審査の結果 返戻 になったレセプト	⑦ 3,048件	(⑦/③) 0.1% (⑦/⑤) 1.2%

※パーセンテージの端数は、全て小数点未満第2位を四捨五入した。

支部間差異の解消策

基本的な考え方

- ① 新たな支部間差異を発生させないこと。
- ② 従来からある支部間差異についてはできるだけ優先順位を定めて解消を図ること。
- ③ 支部間差異の問題は保険者から提起されることが多いことから、保険者からの指摘された事項について検討し、対応する体制を整備すること。
- ④ 支部間差異の解消には、スピード感を持って取り組むこと。

具体的な方策

- ① 全国の審査委員会が情報を共有して協議を行う体制を確立し、支部間で相談・協議を行う体制を、全国で、又は全国をいくつかに分けたブロックごとに実施していく必要。
- ② 新たな支部間差異を発生させないため、
保険診療ルールについての解釈の疑義が生じた場合、早期に疑義解釈に回答を出す体制を確立すべき。

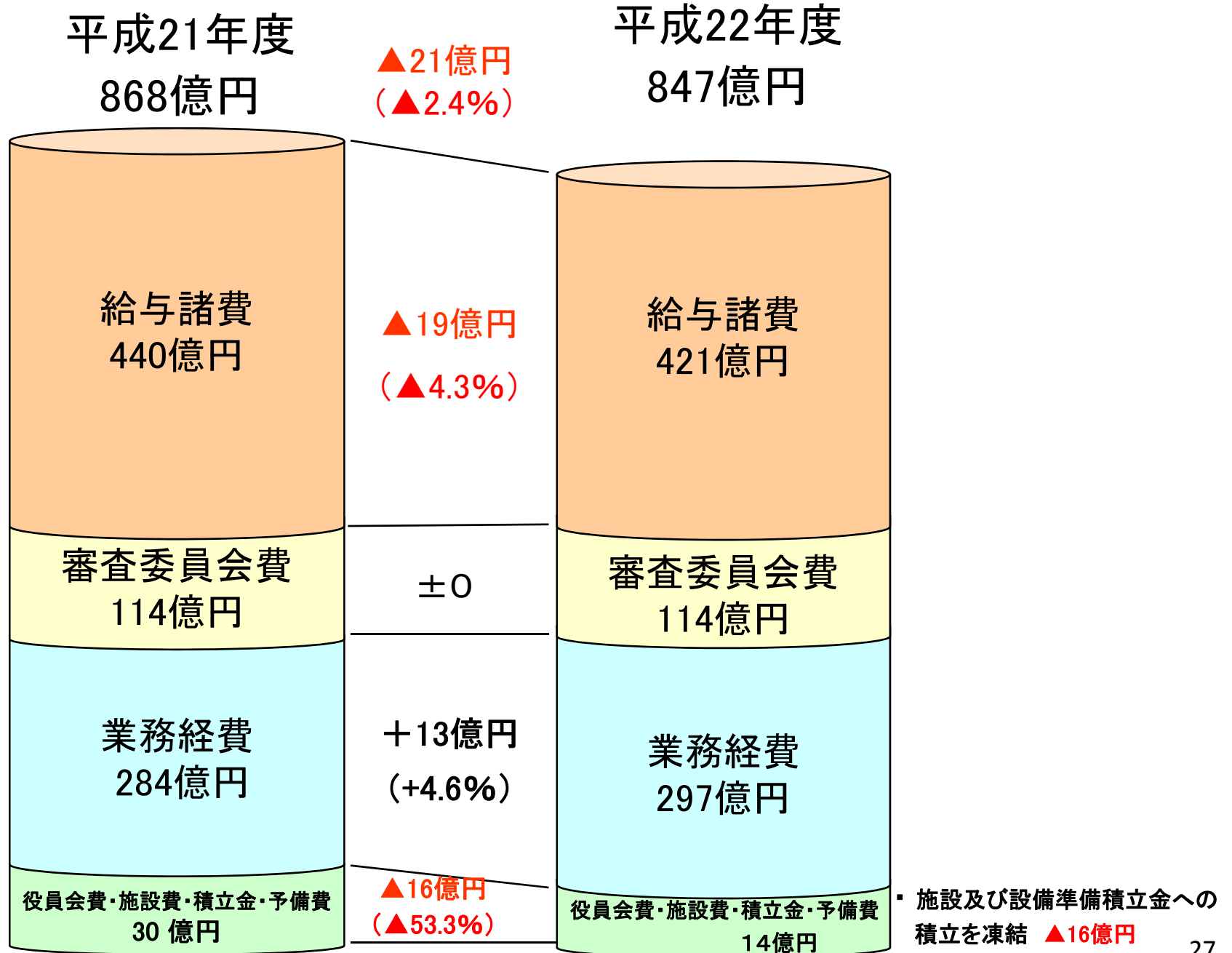
- ③ 厚生労働省の回答が出るまでの間、本部において暫定的な見解を示すべきであり、そのために必要な体制を構築すべき。
- ④ 学会のガイドラインと保険診療ルールとの整合性についても厚生労働省とも協議しつつ、本部においてその調整の仕組みを作るべき。
- ⑤ 本部において専門家のワーキンググループを設置し、頻度を多く開催し、審査基準を示すことにより全国で整合性のある答えを導き出すことが必要。

- ⑥ 支部間差異の実態調査を進めるべき。
- ⑦ 支部職員の審査事務能力の平準化を図るため、研修の強化、職員が他支部において審査事務を行う支部実践研修の実施、審査事務の低調な支部に対して本部からの支援・指導を行う等の対策を強化。
- ⑧ 電子レセプトについては、審査に関する統計データが多く得られることから、このデータを活用して審査委員及び職員の審査、審査事務について検証すべき。

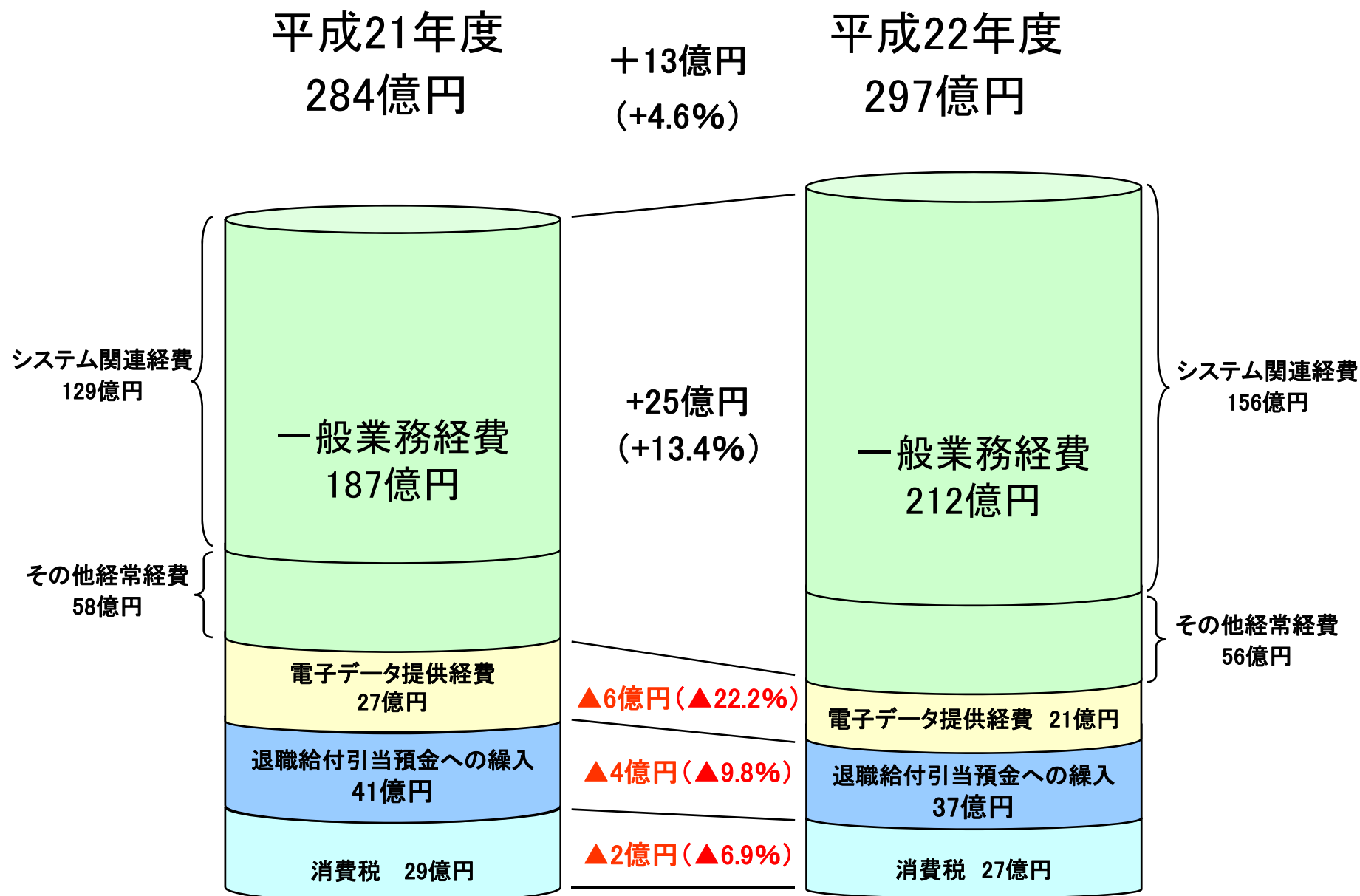
システムの見直し

- 支払基金としては、審査の更なる充実・効率化を図るため、平成24年度を目途にシステムの機器更新を実施し、より一層高度なITを導入したシステムの整備を進める方針。
- その際にも、システム経費の適正化を図るため、新規のシステムの開発等については、一般競争入札で業者を選定するとともに、随意契約によらざるを得ない既存のシステムの改修等については、外部機関によるシステム監査を実施する方針。

平成22年度支出予算



内訳(業務経費)



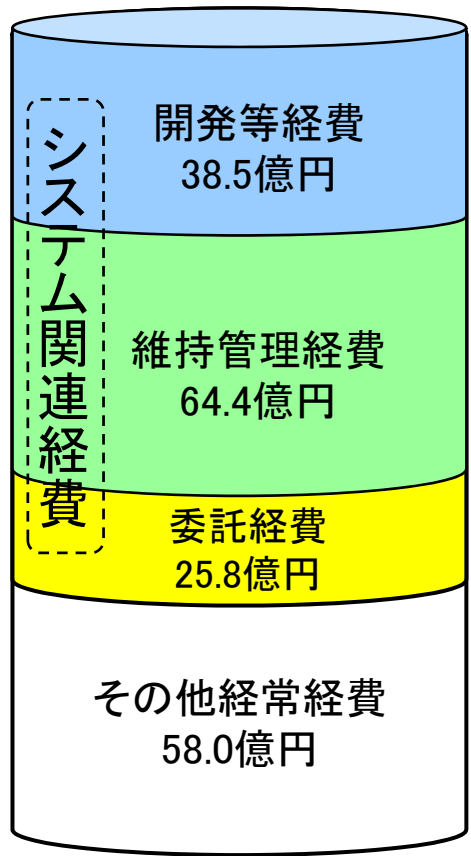
内訳(一般業務経費)

平成21年度
187億円

+25億円
(+13.4%)

平成22年度
212億円

●システム関連経費: 128.7億円

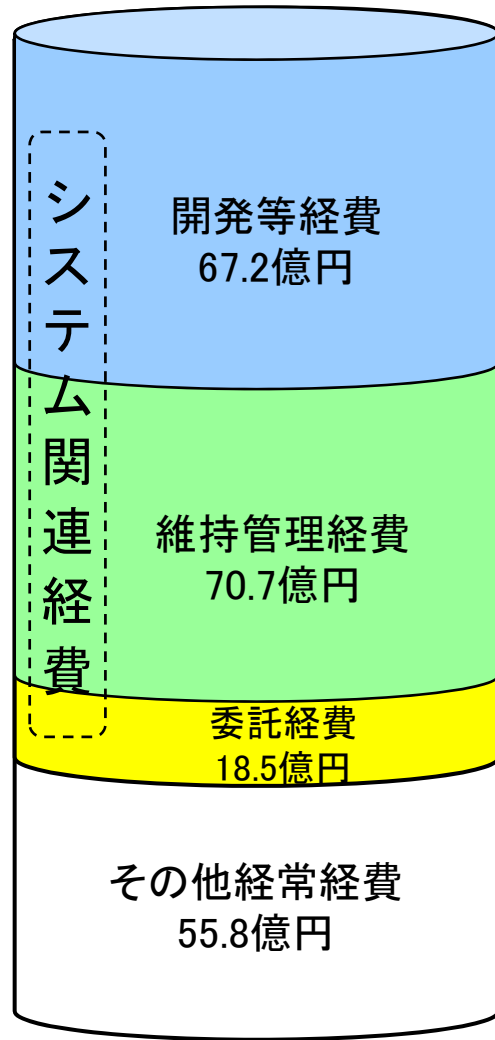


+28.7億円
(+74.5%)

+6.3億円
(+9.8%)

▲7.3億円
(▲28.3%)

▲2.2億円
(▲3.8%)



●システム関連経費: 156.4億円
(+27.7億円 +21.5%)

- ・電子レセプト関連開発経費 48.6億円(+21.1億円)
- ・システム基盤整備経費 13.2億円(+5.7億円)
- ・請求支払計算システム等改修経費 5.4億円(+1.9億円)

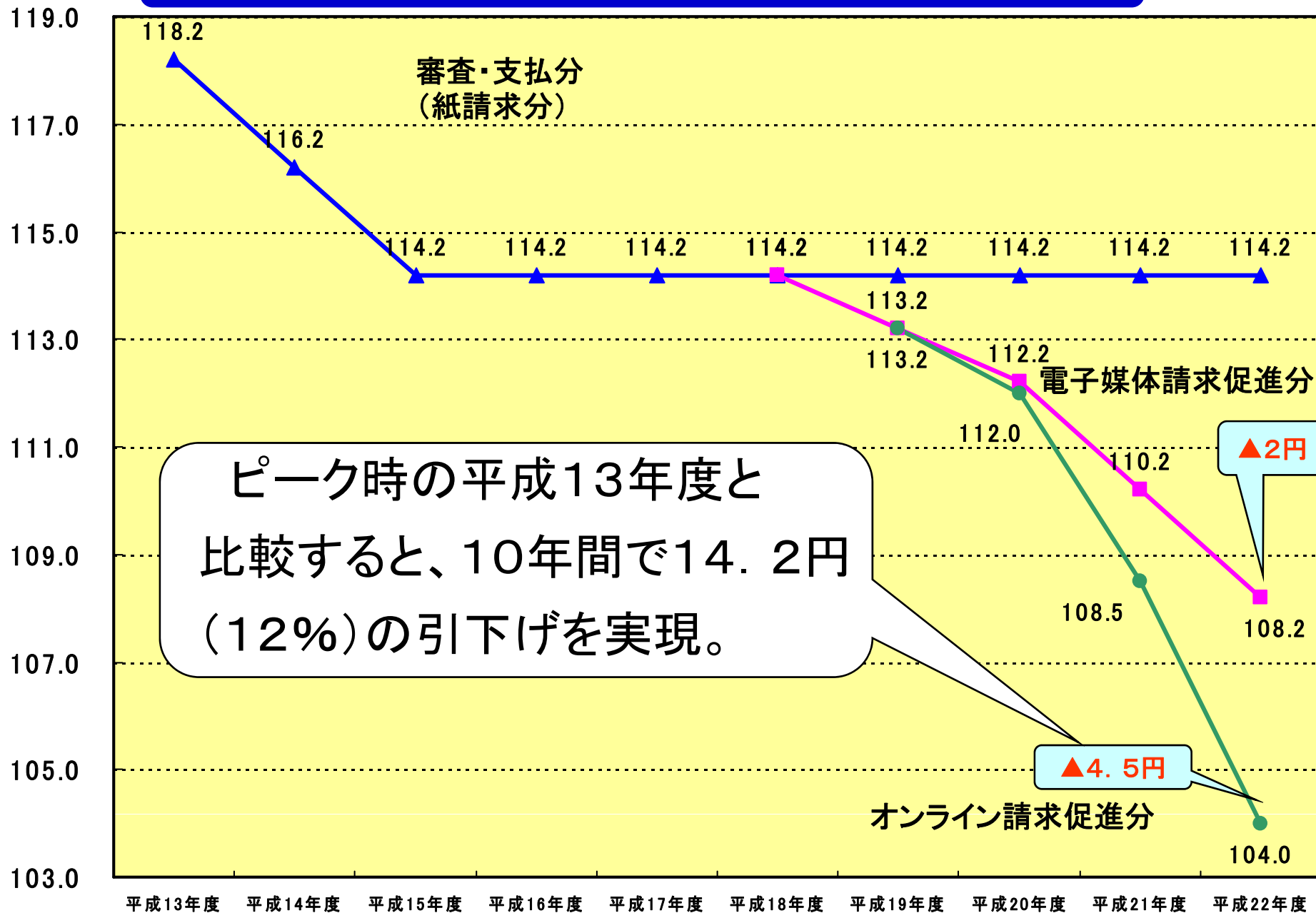
- ・機器使用料 33.8億円(+0.8億円)
- ・保守・運用経費 22.1億円(+6.8億円)
- ・計算センター経費 14.8億円(▲1.3億円)

- ・紙レセ減少によるアウトソーシングの減 (▲7.3億円)

- ・通信費 8.5億円
- ・事務用備品・消耗品費 5.7億円
- ・水道光熱費 6.6億円
- ・建物賃借料 7.2億円
- 本部ビル借上げ料 3.3億円
 - 東京支部ビル借上げ料 2.6億円
 - 宿舍借上げ料 1.3億円
- ・事務所等維持管理費 7.2億円
- ・公租公課 2.8億円 など

事務費単価の推移

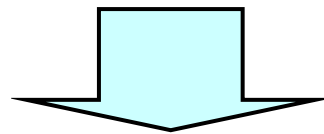
単位：円



平成22年度 事務費単価

- 電子レセプトに関する平均の事務費単価について、「原則完全オンライン化の段階における手数料適正化の見通し」(平成20年3月)で見込んだ平成23年度の水準を1年前倒しで達成。

	医科・歯科分	調剤分
オンライン請求促進分	104円00銭	47円00銭
電子媒体請求促進分	108円20銭	51円20銭
審査支払分(紙請求)	114円20銭	57円20銭



- 「サービスの向上と業務効率化のための新たな計画」においては、業務に係るコストの削減目標に向けた財政見通し及び手数料単価の見込みを盛り込む方針。
- 平成23年度以降の手数料については、その体系も含め、「サービスの向上と業務効率化のための新たな計画」の内容等を踏まえて検討する方針。

社会保険診療報酬支払基金役員名簿

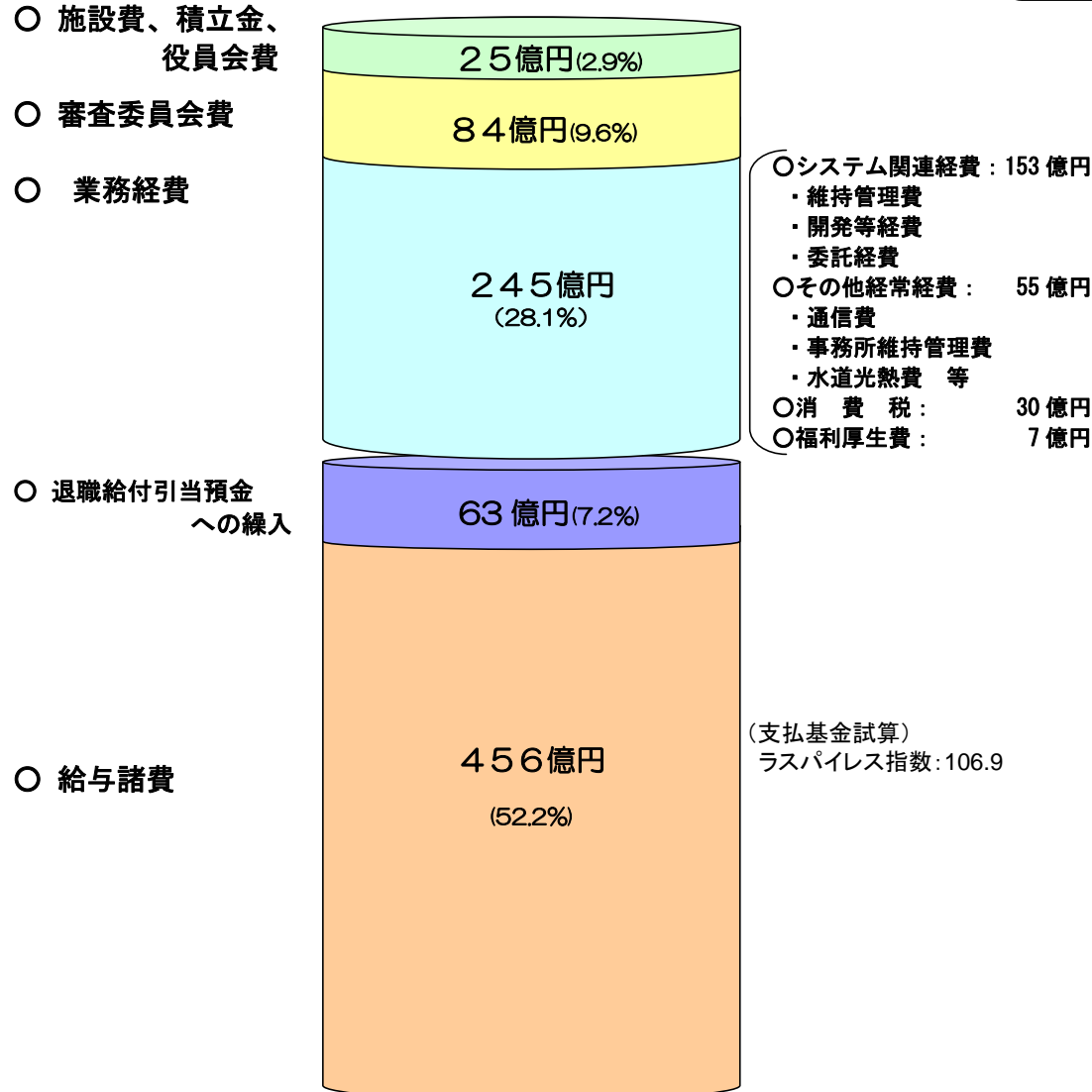
(平成22年3月31日現在)

代表区分	氏名	現職	
理事	保険者	高橋 直人	全国健康保険協会理事
		赤塚 俊昭	デンソー健康保険組合常務理事
		杉 俊夫	三菱健康保険組合理事長
		峯村 栄司	共済組合連盟常務理事
	被保険者	島田 尚信	UIゼンセン同盟書記長
		藤井 一也	日本私鉄労働組合総連合会書記長
		黒田 正和	日本化学エネルギー産業労働組合連合会副会長
		篠原 淳子	日本労働組合総連合会総合政策局生活福祉局長
	担診療 当者	竹嶋 康弘	日本医師会副会長
		藤原 淳	日本医師会常任理事
		原中 勝征	茨城県医師会長
		近藤 勝洪	日本歯科医師会副会長
	公益	中村 秀一	社会保険診療報酬支払基金理事長
		足利 聖治	社会保険診療報酬支払基金専務理事
		中島 正治	社会保険診療報酬支払基金理事
		山崎 英昭	〃
監事	保	高田 清彦	中国電力健康保険組合常務理事
	被	高橋 健二	全日本海員組合中央執行委員
	診	油谷 桂朗	京都府医師会顧問
	公	中山 和之	社会保険診療報酬支払基金監事

審査・支払業務に係るコスト

平成20年度一般会計決算

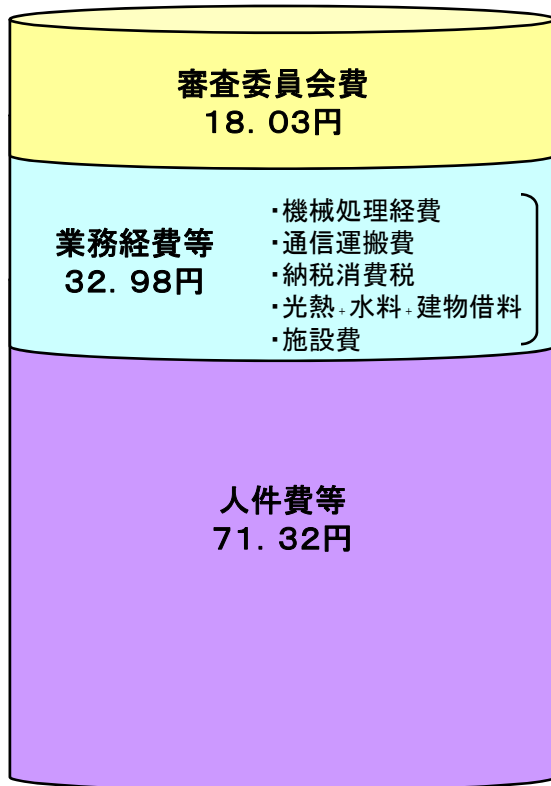
支出総額: 873億円



レセプト1件当たりの費用の試算

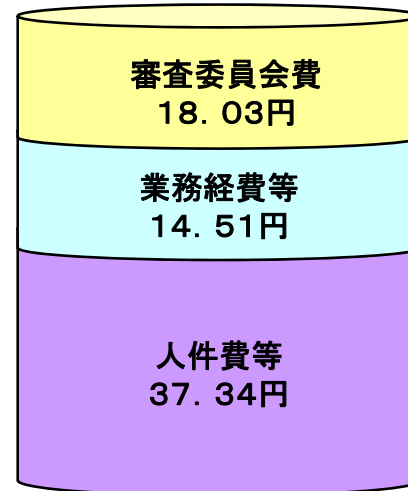
20年度審査支払分

122.33円



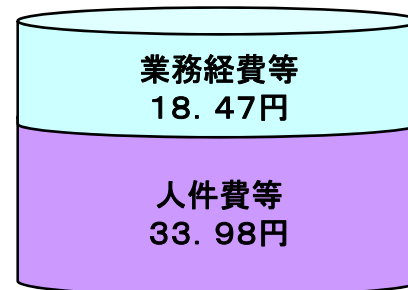
審査関係事務

69.88円



請求・支払関係事務

52.45円



20年度調剤分

47.26円

